

美浜町人事行政の運営等の状況の公表

○職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(令和6年4月1日現在)

開始時刻	終了時刻	休憩
8:30	17:15	12:00～13:00

○職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限処分の状況

(令和5年度)

降任	免職	休職	降給
—	—	3	—

職員の懲戒処分の状況

(令和5年度)

戒告	減給	停職	免職
—	—	—	—

○職員のサービスの状況

年次有給休暇の状況について(令和5年)

平均取得日数	消化率
10.7日	27.34%

育児休業及び部分休業の状況について(令和5年度)

	育児休業		部分休業
	取得者数	うち両休業 取得者数	取得者数
男性職員	—	—	—
	—	—	—
女性職員	1	—	—
	4	—	—
計	1	—	—
	4	—	—

(注)上段には令和5年度に新たに取得した者、下段には令和4年度から令和5年度にかけて引き続いている者を記入している。

○職員の研修の状況

複雑化する行政課題に柔軟かつ的確に対応でき、時代に即した質の高い行政サービスを提供できる職員を育成すべく、計画的に和歌山県市町村職員研修協議会等に職員を派遣している。

○職員の福祉及び利益の保護の状況

【公務災害・通勤災害の認定件数】

(令和5年度)

	件数
公務災害	—
通勤災害	—

【措置要求などの状況】

(令和5年度)

	件数
勤務条件についての措置要求	—
不利益処分についての不服申し立て	—

【職員の健康診断】

職員の健康状態の把握及び健康障害や疾病の早期発見のため、年1回健康診断を実施している。

美浜町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

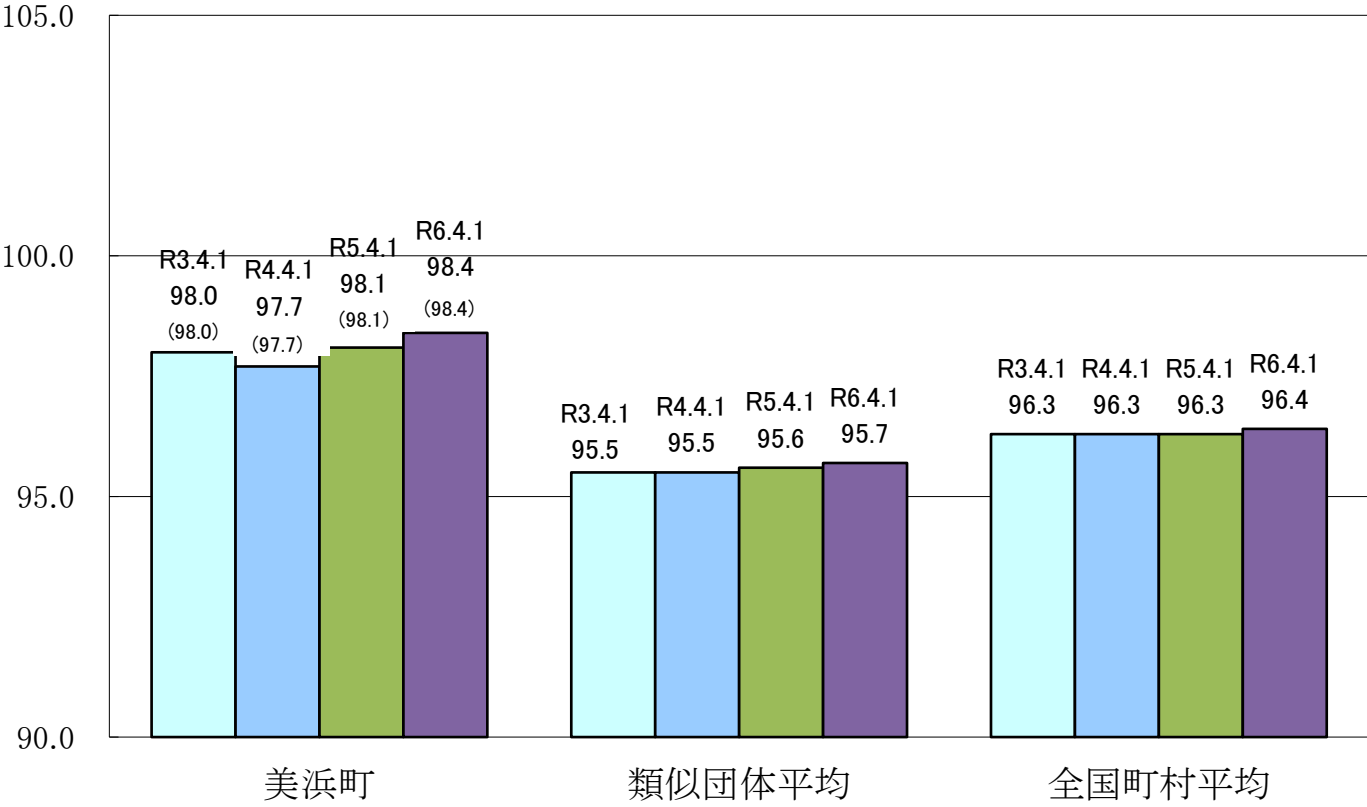
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 4年度の人件費率
令和 5年度	人 6,324	千円 4,806,552	千円 287,509	千円 794,615	% 16.5	% 15.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 80	千円 282,818	千円 28,683	千円 112,436	千円 423,937	千円 5,299	千円 5,613

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
- 2 （ ）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

引上率の大きかった若年層が多かった、経験年数階層の変動のため

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しについては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ①給料表の見直し
〔実施〕 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成２７年４月１日
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。若年層（１級（全号俸）及び２級の初任給に係る号俸）については引下げなし。高齢層（３級以上の級の高位号俸）については、最大４％程度引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

- ②地域手当の見直し内容
該当なし

- ③その他の見直し内容
管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
美浜町	41.3 歳	315,626 円	348,331 円	335,102 円
和歌山県	42.7 歳	322,409 円	404,702 円	360,703 円
国	42.1 歳	323,823 円	－	405,378 円
類似団体	42.0 歳	304,244 円	352,440 円	330,264 円

②技能労務職（美浜町 該当なし）

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
美浜町	－	－	－	－	－	－	－	－	－
和歌山県	58.5 歳	18 人	330,200 円	320,507 円	314,689 円	－	－	－	－
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	－	330,553 円	－	－	－	－
類似団体	50.5 歳	3 人	278,816 円	309,398 円	290,762 円	－	－	－	－

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C／D
美浜町	－	－	－

③小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
美浜町	42.3 歳	307,720 円	326,282 円	316,653 円
和歌山県	39.8 歳	349,466 円	395,119 円	－ 円
類似団体	40.5 歳	296,313 円	331,852 円	－ 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		美浜町	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	－	169,000 円	－
	中 学 卒	－	155,300 円	－
教 育 職	大 学 卒	196,200 円	226,100 円	－
	高 校 卒	166,600 円	183,400 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

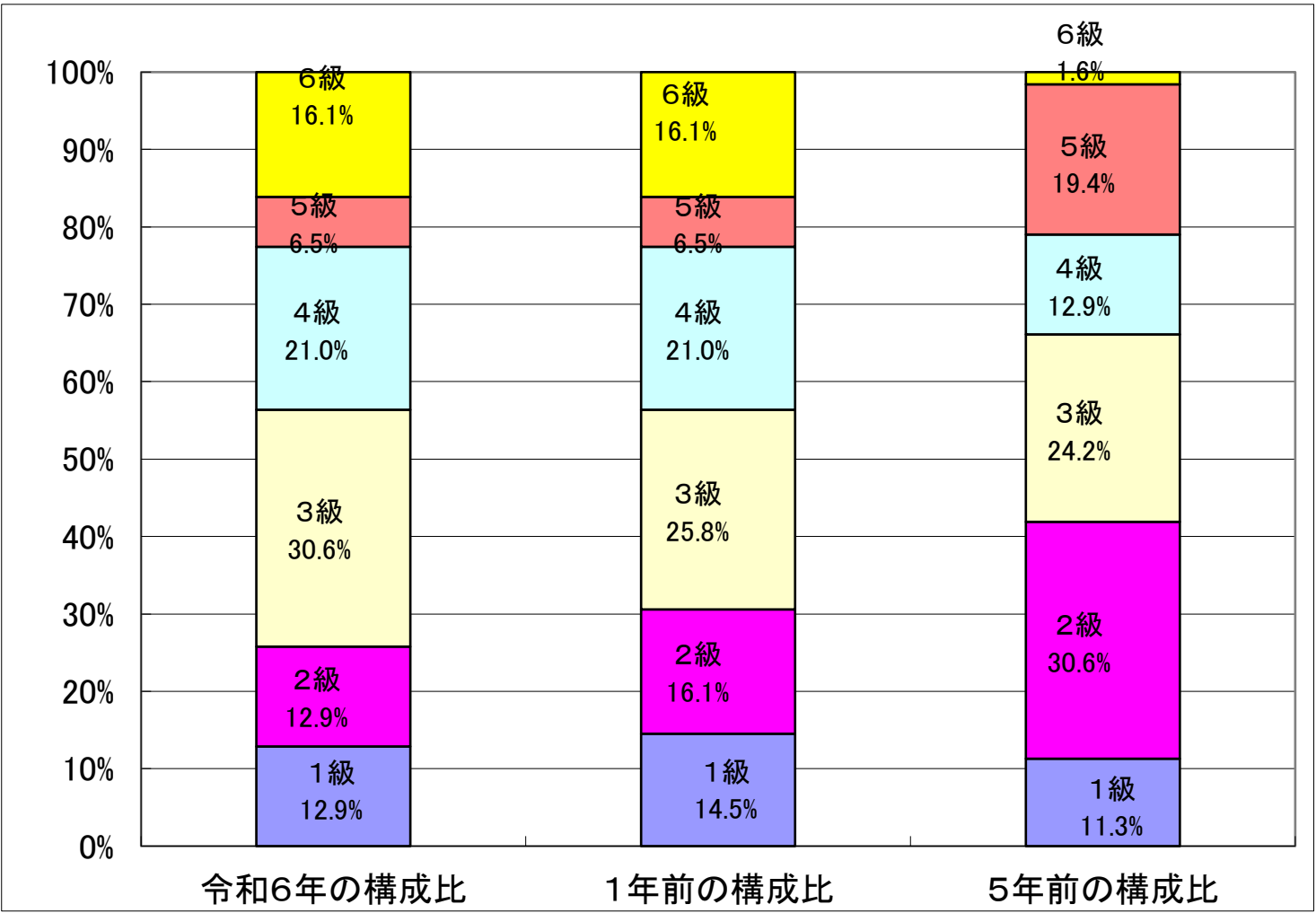
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	284,100 円	359,100 円	404,700 円	404,400 円
	高 校 卒	249,700 円	－ 円	365,800 円	389,500 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

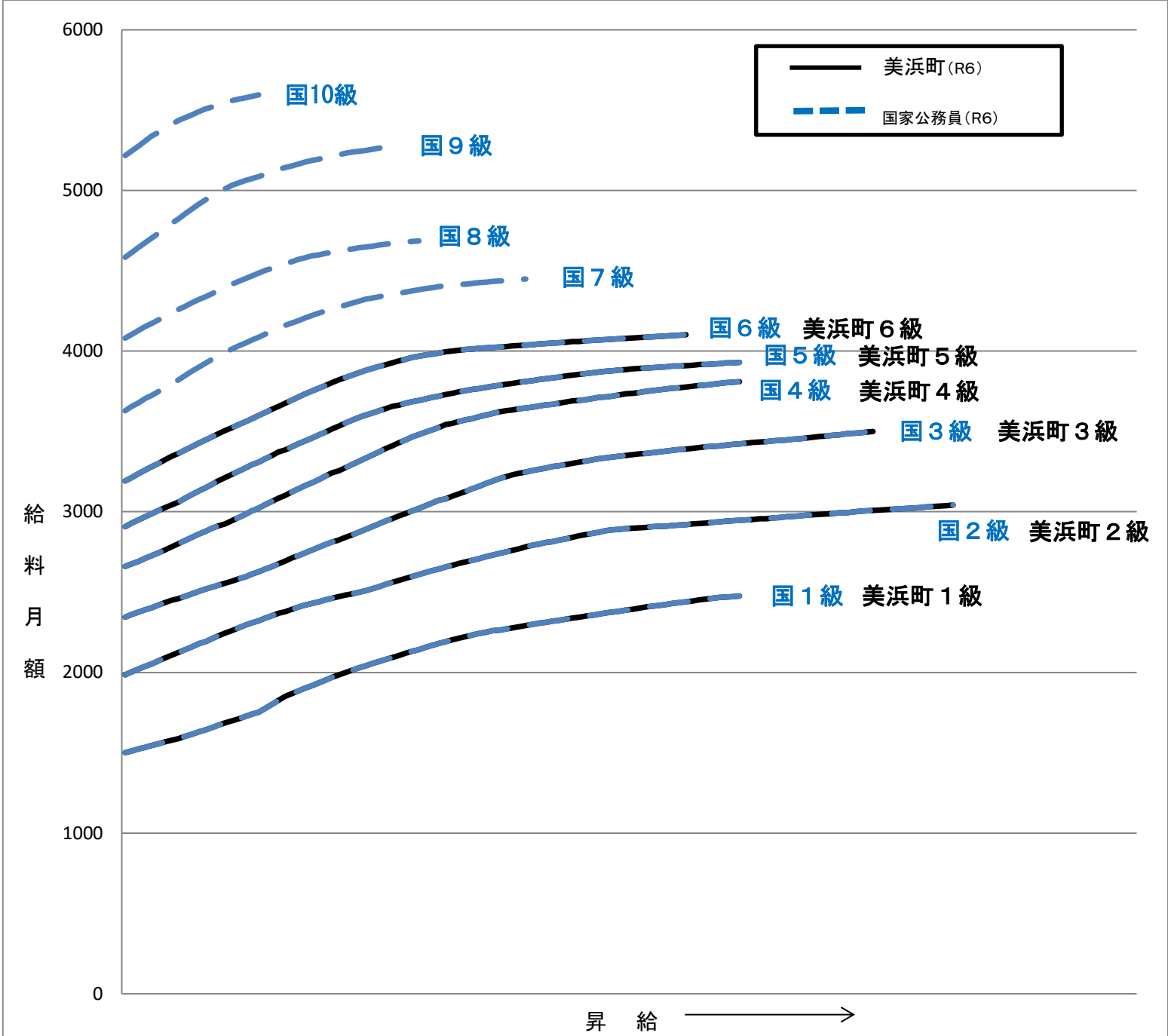
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	8 人	12.9 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事	8 人	12.9 %	208,000 円	305,200 円
3 級	係長	19 人	30.6 %	240,900 円	351,000 円
4 級	課長補佐 主査	13 人	21.0 %	271,600 円	382,000 円
5 級	課長 主幹	4 人	6.5 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長	10 人	16.1 %	323,100 円	411,300 円

- (注) 1 美浜町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）
（百円）

令和6年4月1日時点



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（美浜町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

美浜町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,471 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,654 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1. 375) 勤勉手当 2.05 月分 (0. 975)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1. 375) 勤勉手当 2.05 月分 (0. 975)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1. 375) 勤勉手当 2.05 月分 (0. 975)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（美浜町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

美浜町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額	381 千円	16,613 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去2～3年に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

該 当 な し

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		－ %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	町職員	伝染病・家畜伝染病防疫業務	1件 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	10,955 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	164 千円
支給実績(令和4年度決算)	13,780 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	209 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数
(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500 円	同じ	—	10,137 千円	230,372 円
	○子 10,000 円				
	○父母等 6,500 円				
	(配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額)				
	○子 — 円				
	○父母等 — 円				
	○満16歳から満22歳の子 5,000 円				
住居手当	○借家の場合 家賃12,000円を超える場合に限り家賃の額に応じて支給 (27,000限度)	同じ	—	2,376 千円	296,988 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関利用者 1箇月あたり支給限度額 55,000円 ○交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同じ	—	1,333 千円	32,502 円
管理職手当	課長 30,000 円	異なる	46,300円 ～72,700 円	5,520 千円	324,706 円
	主幹 20,000 円				
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日に勤務した場合 勤務1回につき6,000円(6時間を超える場合は、当該金額に100分の150を乗じて得た金額)	異なる	6,000円 ～12,000円 (6時間を超える場合は、当該金額に100分の150を乗じて得た金額)	330 千円	19,412 円
宿日直手当	1回につき4,400円	同じ	—	568 千円	10,511 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市区町村長	700,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額 850,000 円／ 505,800 円
	副市区町村長	590,000 円	710,000 円／ 490,000 円
報 酬	議 長	300,000 円	375,000 円／ 205,000 円
	副 議 長	250,000 円	307,000 円／ 175,000 円
	議 員	230,000 円	286,000 円／ 155,000 円
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村長	(令和5年度支給割合) 2.45 月分 加算 35 %	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 2.45 月分 加算 10 %	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副市町村長	700,000円×在職月数×0.433 14,548,800 円 任期毎	
	副市町村長	590,000円×在職月数×0.258 7,306,560 円 任期毎	
備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

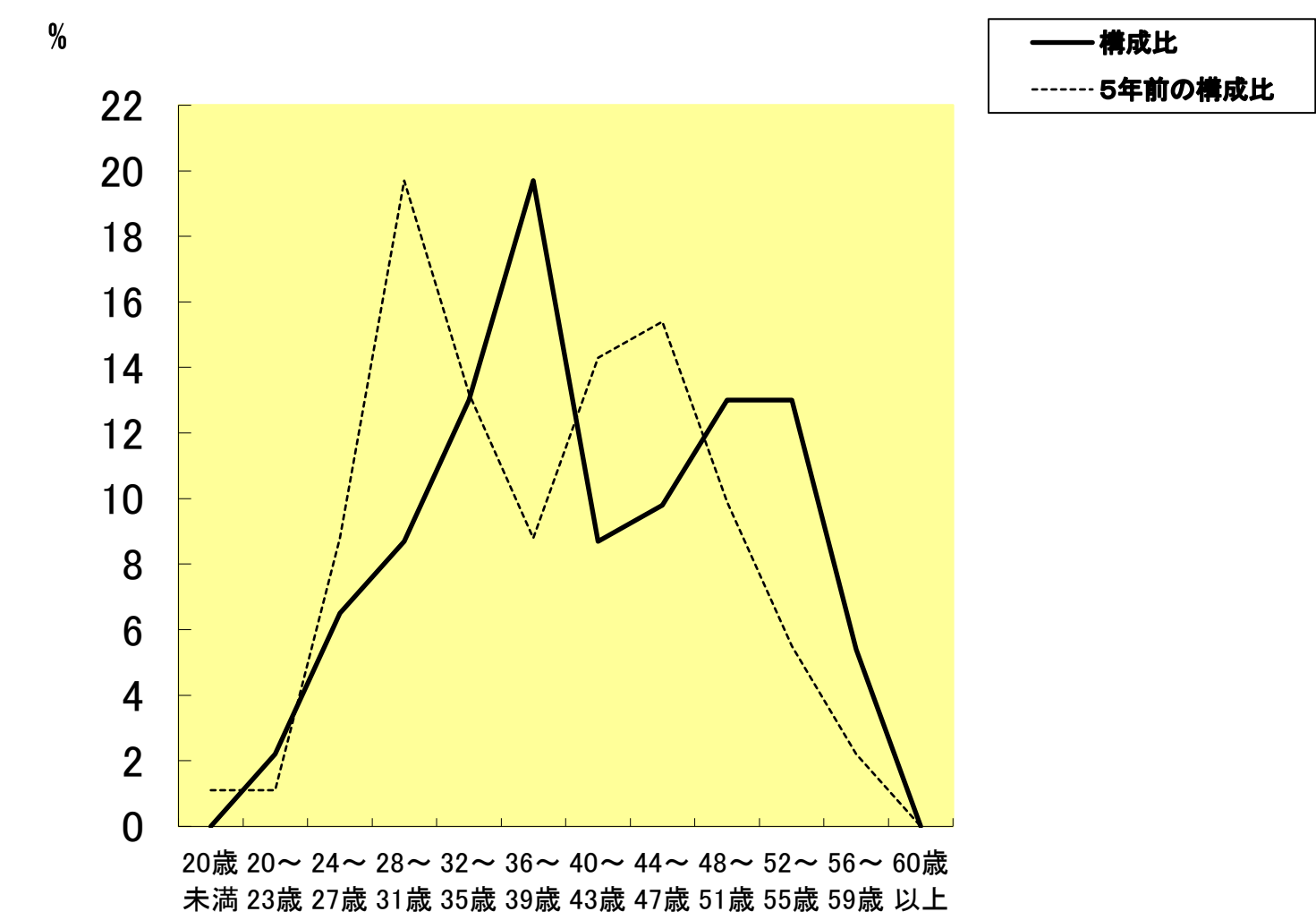
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	健康福祉部門の強化に伴う人員減
		総務	20	21	△ 1	
		税務	4	4	0	
		農林水産	4	4	0	
		商工	1	1	0	
		土木	6	6	0	前年度の計上誤り
		民生	14	26	△ 12	
		衛生	6	5	1	健康福祉部門の強化に伴う人員増
普 通 会 計 部 門	計		57	69	△ 12	<参考> 人口1万人当たり職員数 90.13 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 119.21 人)
	教育部門		22	11	11	前年度の計上誤り
	消防部門				0	
	小 計		79	80	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.92 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 142.44 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水道		4	4	0	和歌山県後期高齢者医療広域連合への派遣に伴う人員増
	下水道		3	3	0	
	その他		6	5	1	
小 計			13	12	1	
合 計			92 [99]	92 [99]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.48 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
- 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	2	6	8	12	18	8	9	12	12	5	0	92

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部 門 別	年						過去5年間 の増減数(率)
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
一般行政	68	68	66	69	69	57	△ 11 (△ 16.2 %)
教育	11	11	11	11	11	22	11 (100.0 %)
普通会計計	79	79	77	80	80	79	0 (0.0 %)
公営企業等会計計	12	12	12	12	12	13	1 (8.3 %)
総合計	91	91	89	92	92	92	1 (1.1 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 108,151	千円 5,231	千円 25,222	% 23.3	% 22.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和 5年度	人 4	千円 14,494	千円 1,678	千円 5,625	千円 21,797	千円 5,449	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
美浜町	38.7 歳	293,325 円	438,473 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

美浜町	団体平均等
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,407 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,506 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

美浜町	団体平均等
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)
(退職時特別昇 無)	(退職時特別昇 無)
1人当たり平均支給額 381 千円 16,613 千円	1人当たり平均支給額 11,058 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、4職員の手当の状況(2)退職手当と同じ平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

該 当 な し

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	— %
手当の種類(手当数)	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	678 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	170 千円
支給実績(令和4年度決算)	743 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	186 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500 円	同じ	—	466 千円	233,000 円
	○子 10,000 円				
	○父母等 6,500 円				
	(配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額)				
	○子 — 円				
住居手当	○父母等 — 円	同じ	—	462 千円	230,600 円
	○満16歳から満22歳の子 5,000 円				
	○借家の場合 家賃12,000円を超える場合に限り家賃の額に応じて支給(27,000限度)				
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関利用者 1箇月あたり支給限度額 55,000円	同じ	—	75 千円	37,200 円
	○交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円				
管理職手当	課長 30,000 円	異なる	46,300円～72,700円	— 千円	— 円
	主幹 20,000 円				
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日に勤務した場合 勤務1回につき6,000円(6時間を超える場合は、当該金額に100分の150を乗じて得た金額)	異なる	6,000円～12,000円(6時間を超える場合は、当該金額に100分の150を乗じて得た金額)	— 千円	— 円